

事務連絡
令和4年5月25日

都道府県
各 指定都市 地域子ども・子育て支援事業担当部（局）
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係
FAQについて（令和4年5月25日現在）

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
今般、オミクロン株の特徴が判明しつつあり、新型コロナウイルス感染症への対応
が長期化している中で、保育所等における2歳以上の児童のマスク着用による熱中症
リスクや、表情が見えにくくなることによる影響も懸念されることを踏まえた専門家の
マスク着用に関する考え方を示されたこと等を踏まえ、標記事項について、別添の
とおりご連絡させていただきますので、ご了知いただくとともに、各都道府県におか
れましては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知してい
ただきますようお願いいたします。

なお、各指定都市、中核市及び市町村の臨時休所に係る報告については、引き続き、
放課後児童クラブ等で感染者が発生した場合及び全面休所を行う場合について御報
告いただきますようお願いします。

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R4.5.25）

No.	事業名	質問	回答	発出日
1	放課後児童健全育成事業 (令和2年学校の一斉臨時休業における開所関係)	学校は臨時休業するのに、なぜ放課後児童クラブはしないのか。	<p>放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております。ただし、放課後児童クラブにおいても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①児童や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休所が行われるとともに、②閉所する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講ずるなど、感染の予防に努めるよう周知しているところです。</p>	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 令和4年2月15日修正
2	放課後児童健全育成事業 (開所関係)	放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。	<p>都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、開所を続けるか又は休所とするか、休所とした場合の範囲や期間について、地域の感染状況や事業の提供状況等を踏まえ、放課後児童クラブにも状況を確認のうえ、市町村として最終判断をするようにお願いします（放課後児童クラブのみの判断で休所を行うことは適切ではありません）。</p> <p>ただし、濃厚接触者の範囲の確認については、市区町村の放課後児童クラブ担当部局と都道府県の保健衛生部局が連携し、放課後児童クラブにおける濃厚接触者の特定等を行わないこととされた自治体においては、行わないこととなります（※）。濃厚接触者の特定が行われない場合であっても、感染者と接触のあった子どもについては、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触を控える等の対策をしていただくよう呼びかけをお願いします。</p> <p>休所する場合でもできる限り休所の範囲と期間を限定できるよう、都道府県の保健衛生部局等と連携の上、検討をお願いします。</p> <p>なお、休所する場合であっても代替事業（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等）を実施するなど、地域で放課後児童クラブの機能を維持できるようにお願いします。</p> <p>※「B.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正）付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡」という。）」1.（4）において、放課後児童クラブ等で感染者が発生した場合の基本的な考え方、具体的な取扱いをお示ししています。</p> <p>他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点での休所予定期間 ・休所中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼） ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等） ・利用料等の取扱い ・今後の連絡先や相談窓口 <p>などについて情報提供及び要請を行ってください。</p> <p>感染症対策としての消毒については、「保育所における感染症対策ガイドライン」等を参考にして、施設の消毒を行ってください。</p> <p>感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。</p> <p>なお、ファミリー・サポート・センター事業を利用中の子どもが感染した場合の対応について、各市町村は上記取扱いを参考に対応いただくようお願いします。</p>	令和2年3月11日 令和3年9月21日修正 令和4年1月24日修正 令和4年2月15日修正 令和4年3月31日修正
3	放課後児童健全育成事業 (開所関係)	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	<p>子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は通所を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、通所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して7日間（※1、2）を目安としております。</p> <p>（※1）令和4年1月5日（2月2日一部改正）付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと ・オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から7日間とすることをお示ししています。 <p>具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携し、適切に条件を判断した上で、実施することとしてください。</p> <p>（※2）令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、社会的機能維持者であるか否かにかかわらず、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、5日目から解除が可能となります。</p> <p>また、ファミリー・サポート・センター事業を利用中の子どもが濃厚接触者に特定された場合の対応について、上記取扱いを参考に対応いただくようお願いします。</p>	令和2年3月11日 令和4年1月24日修正 令和4年2月15日修正 令和4年3月31日修正

No.	事業名	質問	回答	発出日
4	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（衛生管理）	新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるか	<p>まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版（2021年8月一部改訂））』（※1）のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水による消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水については、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）</p> <p>また、季節を問わず、新型コロナウイルス対策には、こまめな換気が極めて重要となりますので、定期的な換気（1時間に2回程度、数分間程度、窓を全開にする）も併せて行ってください。また、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。</p> <p>なお、令和3年度補正予算において、放課後児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費及び、感染症対策のための簡易な改修にかかる経費について補助を行っています（令和4年度においても活用が可能）。具体的な事業内容等については、市町村にお尋ねいただくとともに、これらの感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただけます（問41も参照してください）。</p> <p>（※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（2021年8月一部改訂） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</p> <p>（※2）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</p>	令和2年3月11日 令和3年9月21日修正 令和4年1月24日修正 令和4年2月15日修正 令和4年5月25日修正
5	放課後児童健全育成事業（衛生管理）	令和2年3月2日付通知の子どもとの居場所の確保に係る衛生管理についての「別紙」は、放課後児童クラブには適用されるか。	<p>当該通知の「別紙」は学校が子どもを預かる際の留意点について示したものであり、放課後児童クラブを念頭に置いたものではありません。</p> <p>学校においても、あくまでも衛生管理の際に参考としていただきたいという趣旨で示したものであり、具体的な運用については、それぞれの施設の状況や子どもの実態に応じて柔軟に対応いただく位置付けの資料です。</p> <p>一方、放課後児童クラブにおいても感染症対策は重要であり、令和2年3月2日付けの通知では、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の教室等の活用を促したところです。</p> <p>放課後児童クラブにおいては、本通知の別紙を可能な範囲で参考にし、衛生管理に留意していただきたいと考えます。</p>	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正
6	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設（発熱等の症状のある児童又は職員の通所を避けるよう要請する目安）	職員や児童に発熱の症状などが見られる場合には、どのように対応すべきか。	<p>職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底してください。当該職員が従事する放課後児童クラブの管理者は、当該職員からの報告により確実にその状況等を把握してください。</p> <p>なお、ここでの「発熱等」とは、子どもの直接遭遇に従事する職員のみならず、事務職員等、当該放課後児童クラブ等の全ての職員やボランティア等を含む点に留意いただくとともに、放課後児童クラブ等に入りたりする委託業者等についても、物品の受け渡し等は可能な限り、玄関など事業所の限られた場所で行うこととともに、事業所内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立入りを断る取扱いをしてください。</p> <p>また、該当する職員については、「『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』の改訂について」（令和2年5月11日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととしてください。</p> <p>利用児童についても、通所前に、子ども本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いを徹底してください。</p>	令和4年3月31日
7	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱や呼吸器症状が有る場合は通所を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。	新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱等が認められる場合は通所・出勤の回避を要請していただくこととしていますが、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 令和4年3月31日修正
8	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	今般の小学校等の臨時休業に伴い、人的体制を確保する観点から、小学校の教職員に加え、春休み中の大学の学生等の協力のもと放課後児童クラブを運営することは可能か。	人的体制の確保の観点から有効であると考えられるため、当該学生が就業又はボランティアとしてクラブの業務に携わることは問題ありません。ただし、感染の予防に十分留意するとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていく必要があることに留意してください。	令和2年3月11日
9	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	閉館中の児童館において放課後児童クラブを実施している場合、児童館内のホールや図書室を放課後児童クラブの登録児童が使用することは可能か。	可能です。 <p>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する対応について」（令和2年2月27日事務連絡）において、放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、開所いただくこととしているところです。児童館で実施するクラブについては、児童の密集を回避し、感染のリスクを予防する観点からも、御指摘のホールや図書室などのスペースも活用しながら開所していただくことが望ましいです。</p>	令和2年3月11日

No.	事業名	質問	回答	発出日
10	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」（令和2年3月4日付け子育第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）（以下「令和2年通知」とする。）において、放課後児童クラブの優先利用についての考え方が示されているが、この通知をもって、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）（以下「平成28年通知」とする。）は廃止となるのか。	平成28年通知について、廃止とはなりません。 今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があることにより、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられます。そのため、平成28年通知においてお示ししている考え方方に加えて、令和2年通知において保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合などについても優先利用の対象と考えられることをお示したところです。	令和2年3月11日
11	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	都道府県、保健所を設置する市、又は特別区からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したもののとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。	令和2年3月12日 令和4年2月15日修正
12	放課後児童健全育成事業	児童数は増加しないが、新型コロナウイルス感染症予防として一の支援の単位当たりの人数を減らして実施する場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	感染症防止の観点から、支援の単位を分けることは有効であるため、本補助を活用して差し支えありません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月12日
13	放課後児童健全育成事業	例えば、児童館で実施する放課後児童クラブが、児童館とは別の敷地に所在する学校の教室等を活用して支援の単位を新たに設ける場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	活用して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
14	放課後児童健全育成事業	児童同士の密集を防ぐ目的で、一時的に別の敷地に所在する施設等に実施場所を移して事業を行うことは可能か。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から有効であると考えられるため、通常時と異なる敷地に所在する、より広い専用区画を確保できる施設等において事業を実施して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いします。	令和2年3月12日
15	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たに支援の単位を増やした場合等は財政支援を受けることができるところされているが、児童の数が10人未満である場合、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「放課後児童健全育成事業」の「11 費用」に基づき、厚生労働大臣の承認を得る必要があるのか。	今般の小学校の臨時休業に伴い新たに開所する支援の単位については、児童の数が10人未満であっても、今回に限っては承認を不要とします。	令和2年3月12日
16	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たにクラブを開所した場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、活用して差し支えありません。	令和2年3月12日
17	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき市町村への届出がされている放課後児童クラブである一方で、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けてない等の理由で、市町村から放課後児童健全育成事業（特定分）の補助が出ていないクラブについても、今般、創設された「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の対象となるか。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
18	放課後児童健全育成事業	今般の臨時休業に関連して保護者が追加で負担する必要がある保険料などは、今般の財政措置に含まれるか。	今般の措置の特殊性に鑑み、保険料を含め、運営に必要な経費は今回の加算に含まれます。なお、飲食物費は、従来より保護者の実費負担をしていること等から、含まれません。	令和2年3月12日

No.	事業名	質問	回答	発出日
19	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	交付要綱上、「子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助」とあるが、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合や、当該事業の実施に向けた事務手続きが年度内執行に間に合わない等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年3月12日
20	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、市により一括購入した子ども用マスク等を各事業所に配布し、別に事業所毎で感染防止用の備品等購入を行う場合、市に対して500,000円、各事業所に対して1か所あたり500,000円の補助基準額がそれぞれ適用されるのか。	放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及びファミリー・サポート・センター事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり500,000円の補助基準額としているので、照会のケースでは、市による子ども用マスク等の一括購入にかかる経費と事業所による備品購入にかかる経費を合算した実支出額に対して500,000円の補助基準額が適用されます。 子ども用マスク等の一括購入にかかる経費については、各事業所への配布枚数に応じて按分すること等で1か所あたりの経費を算定することが考えられます。	令和2年3月12日
21	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、事業所で感染症防止用の備品等購入を行う場合の対象範囲は。	子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹼、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
22	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入」とあるが、事業者がマスクや消毒液等を購入した場合については補助対象となるか。	補助対象となります。	令和2年3月12日
23	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中旬に完了させる必要があるのか。また、納品等が間に合わない場合はどうすれば良いのか。	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があります。 一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、納品が間に合わないなど、事業の完了が4月以降になることが見込まれる場合については、縦越（事故縦越）の手続きが必要となるため、地方財務局に御相談ください。	令和2年3月12日

No.	事業名	質問	回答	発出日
24	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「社会的機能を維持する事業所の従事者」にはどのようなものが想定されるか。	<p>各都道府県における休業要請等の内容や、市町村の実情を踏まえてご検討いただくものではあります、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更））」において例示されている「事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。なお、この基本的対処方針の例示においては、「4. ⑦育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）」とされております。</p> <p>※（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更））（抜粋）</p> <p>（別添）事業の継続が求められる事業者</p> <p>以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療体制の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 2. 支援が必要な方々の保護の継続 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。 ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。 3. 国民の安定的な生活の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等） ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等） ④ 食堂、レストラン、喫茶店・宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等） ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等） ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊・銭湯・理美容・ランドリー・歯医等） ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬・処分等） ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等） ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等） ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等） 4. 社会の安定の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等） ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便・倉庫等） ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等） ④ 企業活動・治安に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等） ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等） ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス） ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等） 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護、社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。 ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。 	令和2年4月9日 令和3年4月23日修正 令和3年9月21日修正 令和4年1月24日修正 令和4年2月15日修正 令和4年3月31日修正 令和4年5月25日修正
25	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「仕事を休んで家にいる保護者」にはテレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。	テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではありません。いずれにしても、ご家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切にご判断ください。	令和2年4月1日 令和4年3月31日修正
26	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和4年度予算及び令和3年度補正予算で継続して計上している事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援、小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援、感染拡大防止対策に係る支援）について、FAONo.12~22の取扱いと同様になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月1日 令和4年2月15日修正 令和4年3月31日修正 令和4年5月25日修正
27	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	従来の放課後児童健全育成事業の運営費にかかる補助単価は、運営費全体の1/2を保護者負担とするとの考え方に基づき設定されていると承知しています。令和2年度の補正予算で計上している「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価についても、同様の考え方により設定されていますか。	「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価については、今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないとの方針により設定しています。	令和2年5月1日

No.	事業名	質問	回答	発出日
28	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」についてどのような場合に対象となるのですか。	<p>市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等、市区町村が保護者へ返還する日割り利用料について財政支援を行うこととしています。</p> <p>なお、市区町村の要請等により臨時休業や通所回避をすることがあらかじめ分かっている場合等に、その分の利用料を徴収しなかった場合は保護者に返還したものとみなして本事業の対象とすることができます。</p> <p>利用料の返還のイメージについては別紙のとおりとなります。</p> <p>また、「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にどのような場合が含まれるかについてはNo.29のとおりとなります。</p>	令和2年5月1日 令和2年5月14日修正 令和4年2月15日修正
29	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にはどのような場合が含まれますか。	<p>「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」には、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブを休所した場合や市区町村からの通所回避の要請により放課後児童クラブを欠席した場合等が含まれ、例えば、以下の場合が考えられます。</p> <p>①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合</p> <p>②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合</p> <p>③放課後児童クラブは閉所しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から通所回避の要請・同意を行った場合</p> <p>④小学校の臨時休業等に伴い、放課後児童支援員の数が少ないため、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブに通所しなかった場合</p>	令和2年5月1日
30	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	補助対象額についてどのように算出すればいいですか。	<p>補助対象額については、各施設での1日・1人当たりの利用料を算出し、1日・1人当たりの補助基準額（500円）の範囲内で補助することとなります。</p> <p>各施設における1日当たりの利用料の算出方法については、例えば、以下のような方法が考えられます。</p> <p>(例：月25日開所の放課後児童クラブで利用料が月額1万円の1日当たりの利用料の算出方法) $\text{月額 } 10,000\text{ 円} \div 25 \text{ (開所日数)} = 1 \text{ 日当たり } 400\text{ 円}$</p> <p>上記例の放課後児童クラブの場合は1日当たり400円が補助対象額となります。</p> <p>上記例の補助額の算出方法については、補助対象額に通所できなかった日数を乗じた額となります。</p>	令和2年5月1日
31	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	<p>「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。</p> <p>なお、都道府県知事から使用の制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。</p> <p>また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。</p>	令和2年5月1日
32	放課後児童健全育成事業	市区町村の要請により臨時休業した場合の交付金の取扱いはどうになりますか。	<p>市区町村の要請により臨時休業した場合の子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。</p> <p>なお、その際に算定できるものとしては基本額のほか、開所した場合に算定できる予定であった加算についても算定して差し支えありません。</p>	令和2年5月1日
33	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	小学校の分散登校の実施により、休業している学年の子どもを午前中から放課後児童クラブで預かりを行った場合、「小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」の対象となりますか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月14日
34	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設	「代替事業の必要性の高いひとり親世帯等」には、どのような者が想定されますか。	<p>ひとり親家庭の子どもの他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。</p>	令和2年5月14日 令和4年3月31日修正
35	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	令和2年度補正予算に計上している子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年5月14日

No.	事業名	質問	回答	発出日
36	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（全事業共通）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がなされた地域についても、実施要件を満たせば、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の対象となりますか。	各事業の実施要件を満たせば、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の有無にかかわらず、対象となります。	令和2年5月14日
37	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。	発熱等が認められる場合は通所を避けるよう要請することとしていますが、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年5月14日 令和4年2月15日修正 令和4年3月31日修正
38	放課後児童健全育成事業	新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブが臨時休業等をすることになった場合、自宅待機となった職員の給与について、どのように対応すべきか。	今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、放課後児童クラブが都道府県等の要請を受けて休業している場合に、もともと開所の予定があったものについては、通常どおり開所したものとして交付金を交付し、減額は行わないようにしております。放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障しています。放課後児童クラブの臨時休業等に伴い自宅待機となった職員にかかる人件費の支出についても、これを踏まえて、適切にご対応いただくべきものと考えております。	令和2年5月20日
39	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	新型コロナウイルス感染症への対応として、 ・都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて臨時休業している場合 ・市区町村の判断により、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合など必要な臨時休業を行う場合 において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したのと同様に算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。	令和3年3月31日
40	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	令和3年の夏季休暇について新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、期間を延長する自治体もあるが、当該自治体の放課後児童クラブが午前中から開所を行った場合の費用は「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象になりますか。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、夏季休暇を延長した期間（以下「延長期間」という。）に放課後児童クラブを午前中から開所した場合の費用について、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定の取り扱いは以下のとおりとなります。 ・延長期間について学校管理規定等を改正せず、小学校の授業の休業日以外の日として取り扱い、小学校を「臨時休業」し、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ・延長期間について学校管理規定等を改正し、小学校の「夏季休暇」として取り扱い、放課後児童クラブを午前中から開所した場合に係る費用は、通常は運営費において算定することとなります が、当該期間は特殊事情による休業日であるため、新型コロナウイルス感染防止対策や利用児童に対する適切な育成支援を図る観点から、本来の夏季休暇終了日の翌日から延長終了日までの間は小学校の授業の休業日以外の日とみなし、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」の算定対象として取り扱っていただいて差し支えありません。 ○なお、「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）」にかかる補助単価については、保護者負担は求めないとの考え方により設定していますので、ご留意ください。	令和3年9月2日
41	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等	代替職員の確保や濃厚接触者となった職員のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能か。	新型コロナウイルス感染症対策支援事業（1）かかり増し経費・備品等購入費等は、事業所において事業を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用などを対象にすることとしていますので、必要に応じて御活用ください。 ・事業所において代替職員の確保に必要な経費 ・行政検査の対象とならず、やむを得ず事業所の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費 ・地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、 <u>1</u> 日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費 ・職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で事業所が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。） ・その他自治体が事業の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの） また、都道府県等が集中的実施計画を策定している際には、保健衛生部局に対し、放課後児童クラブ等の検査を集中検査に位置付けることで、行政検査とする取扱いも可能ですので、積極的に働きかけることを検討してください。	令和4年1月24日 令和4年3月31日修正 令和4年5月25修正

No.	事業名	質問	回答	発出日
42	放課後児童健全育成事業 (感染症対策)	オミクロン株の特性を踏まえた放課後児童クラブの感染症対策としてはどのような取組を実施すべきでしょうか。	<p>オミクロン株は、デルタ株に比べて感染拡大のスピードが極めて速いとされており、また、子どもが感染しやすくなっていることから、オミクロン株の特徴を踏まえた放課後児童クラブにおける感染防止策を強化することが必要と考えられます。</p> <p>具体的な感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更））」（令和4年5月23日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）で示されているように、以下の取組が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や保護者のマスク着用、机等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底 ・「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、子どもができるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での事業の実践を行う。 ・保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。 ・施設内に感染者が生じている場合や体調不良者が複数いる場合や、身体的距離が十分確保できない状況で会話を伴う活動を行う場合などにおいて、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される子どもについては、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を求める。ただし、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での活動を行う場合等には、マスクを外すようにしてください。なお、マスクを着用する場合には、息苦しくないか、喘息していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合には無理して着用させる必要はないこと。<u>いずれにしても、放課後児童クラブには低学年から高学年まで幅広い年代の利用児童がいること等から、一律に着用を求めたり、子どもや保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう</u>にすること。 ・放課後児童支援員をはじめ放課後児童クラブの職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施 ・濃厚接触者である放課後児童支援員等への早期復帰のための検査の積極的実施 	令和4年2月15日 令和4年5月25日修正
43	放課後児童健全育成事業 (感染症対策)	「保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛」とありますが、中止や延期が困難なものも含めて中止・自粛をしなければいけないのでしょうか。	保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではありません。感染が拡大している地域などでは、感染防止の観点から、日頃保護者等が参加している季節の行事などへの保護者等の参加を見合わせる取扱いとすることや、オンライン配信等により参加・参観以外の方法で子どもたちの様子を知らせるような対応をとることなどが考えられます。	令和4年2月15日
44	放課後児童健全育成事業、 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーーサポート・センター事業）、児童厚生施設（感染症対策）	新型コロナウイルス感染症対策を行なうことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのように配慮したらよいか。	<p>熱中症の予防については、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていただくことが重要です。</p> <p>なお、エアコンの利用で室温等の調整を行なっている際にも、こまめに換気を行なうようにしてください。</p> <p>また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行なうよう配慮してください。</p> <p>保護者の希望や施設の感染状況等によりマスクを着用している子どもについても、熱中症リスクが高いと考えられる場合や、子どもが身体を動かすことの多い屋外での活動を行う場合等には、マスクを外すようにしてください。</p>	令和4年5月25日
45	放課後児童健全育成事業、 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーーサポート・センター事業）、児童厚生施設（積極的な検査）	基本的対処方針においても、幅広い検査や職員への頻回検査を行なうこととされているが、具体的にはどのような場合に検査を受けるべきであるか。また検査キットが入手できない場合はどのようにすればよいのでしょうか。	<p>【放課後児童健全育成事業】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「二（5）3 保育所、認定こども園等」において記載されている</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施 ② 感染が拡大している又は高止まりしている地域において、保育所等でクラスターが多発する場合には、地域の実情に応じ、職員に対する検査の頻回実施を行う。 <p>については、いずれも地域の感染状況等に鑑み、都道府県等の保健衛生部局の判断の下で行われる行政検査を指すもので、市区町村の放課後児童クラブ担当部局等におかれでは、保健所等から放課後児童クラブ等へ受検要請があった場合には、放課後児童クラブ等ができる限り職員等に検査を受けさせよう管内周知をお願いします。（※1）</p> <p>一方、放課後児童クラブでのクラスターが多発していたり、放課後児童クラブの設置者や職員、保護者などから検査実施の要望が多数寄せられたりしている場合などには、保健衛生部局に対し、放課後児童クラブでの検査を要請することや、集中的な実施計画を策定している際には、放課後児童クラブの検査を集中検査に位置付けることについて、積極的に働きかけることを検討してください。（※2）</p> <p>【放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーーサポート・センター事業）、児童厚生施設】</p> <p>抗原定性検査キットについては、感染拡大下においても、地域の放課後児童クラブ等の機能を維持する観点から、濃厚接触であることにより出勤できない放課後児童クラブ等の職員の待機時間を短縮するため積極的に利用いただくようお願いします。また、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーーサポート・センター事業）、児童厚生施設については、令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡において、その事業所で感染者が発生したとしても、濃厚接触者の特定を行なう取扱いが可能とされているところですが、事業所における感染拡大防止の観点から、抗原定性検査キットを活用した検査を実施するよう促すことは有用です。</p> <p>抗原定性検査キットについては、感染の急拡大に伴う需要増により地域によっては入手しづらい状況が生じていたことから、メーカー等に対して増産要請を行なった結果、安定的な流通に十分な供給量を確保しているところです。</p> <p>具体的な確保方策に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け（令和4年2月2日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添（※3）にある確認書の記載に従い、放課後児童クラブ等が医薬品卸売業者や薬局から入手する場合は、当該確認書を同卸売業者や薬局に提出することとされています。</p> <p>なお、抗原定性検査キットは、自治体等が希望数量を取りまとめて入手することで、より円滑な確保が可能となることも考えられるため、地域の実情に応じ、検討していただくようお願いします。</p> <p>放課後児童クラブ等の一般事業者からの問合せに對応できる医薬品卸売業者等については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、適宜参照してください。（※4）</p> <p>なお、研究用抗原定性検査キットについては、「医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。）に基づく承認を受けておらず、性能等が確認されたものではないことから、同法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットにより検査を受けることが望ましい点に御留意ください。（※5）</p> <p>（※1、2）「高齢者施設等や保育所、幼稚園、小学校等の従事者等に対する検査の実施について（令和4年3月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」において、同旨の内容を要請。（https://www.mhlw.go.jp/content/0000915666.pdf）</p> <p>（※3）https://www.mhlw.go.jp/content/000892312.pdf</p> <p>（※4）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html</p> <p>（※5）https://www.mhlw.go.jp/content/000935681.pdf</p>	令和4年2月15日 令和4年3月31日修正 令和4年5月25日修正

No.	事業名	質問	回答	発出日
46	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）、児童厚生施設（ワクチン）	ワクチンはオミクロン株にも有効なのか。また、接種を希望しても衛生担当部局が放課後児童支援員等を対象としていなかったり、そもそも業務の都合上、平日に接種することも困難であったりするが、どのようにすればよいでしょうか。	<p>新型コロナウイルス感染症に係るワクチンのオミクロン株に対する2回目接種後の感染予防効果及び発症予防効果は、経時的に低下するが、3回目接種後に一時的に回復することが確認されており、2回目接種後の入院予防効果についても、一定程度の経時的低下を認めるものの、発症予防効果と比較すると効果が保たれており、更に3回目接種により回復することが確認されています。</p> <p>こうした中で、国としてもこれまで、放課後児童クラブ等の職員の積極的な接種の促進をお願いしてきたところですが、3回目接種を希望しているにもかかわらず、接種に至っていない放課後児童クラブ等の職員がないよう、各自治体は引き続き、積極的な接種体制の構築に向けた取組を行っていただくとともに、放課後児童クラブ等の施設長等におかれても、職員である放課後児童支援員等が接種することができる環境を整えていただくようお願いします。</p> <p>なお、新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けさせていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。医学的な事由により接種を受けられない人もいることも踏まえ、職場や周囲の方などに接種を強制したり、接種を受けていないことを理由に、職場において解雇、退職勧奨、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されるものではない点に留意ください。</p>	令和4年2月15日 令和4年3月31日修正 令和4年5月25日修正
47	放課後児童健全育成事業（月額9,000円の処遇改善）	放課後児童クラブの臨時休所など業務がひっ迫している状況下で、本年2月からの放課後児童支援員等に対する月額9,000円の処遇改善に係る交付金の申請事務も滞っております、期限までに間に合わないが、令和3年度の国への交付申請について、市町村はどのように対応したらよいか。	<p>今般の放課後児童支援員等の処遇改善に係る「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金」の交付申請に当たっては、各放課後児童クラブ（支援の単位）において、3月までに実際に賃金改善を行っていただくことを補助要件としていますが、市町村から国（内閣府）への交付申請については、管内の放課後児童クラブ（支援の単位）における処遇改善の実施見込みに基づき、概算による申請も可能です。</p> <p>市町村において、放課後児童クラブ（支援の単位）が3月までに今回の処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市町村で定めた期限までに補助金の申請がないことを理由として、補助の対象外とすることのないようお願いします。</p>	令和4年2月15日
47	放課後児童健全育成事業（開所関係）	一般の事業所で感染者が発生した場合、その感染者の濃厚接触者を特定しないことを可能とする取扱いが示されたが、放課後児童クラブでは引き続き濃厚接触者の特定が必要であるのか。	<p>オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されており、こうした特徴を踏まえ、オミクロン株が主流である間の取扱いとして、・高齢者や基礎疾患有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関</p> <p>・保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブを除く事業所（以下「一般事業所」という。）については、当該事業所で感染者が発生したとしても、濃厚接触者の特定を行なう取扱いが可能とされています。（※）</p> <p>一方、放課後児童クラブについては、通常一般事業所で行われるような基本的な感染症対策が困難な場合もあるとして、地域の感染状況や感染防止対策の内容等を踏まえ、引き続き、濃厚接触者の取扱いについては、N.O.2の取扱いのとおり、都道府県の保健衛生部局と市町村の放課後児童クラブ担当部局が連携の上で、濃厚接触者を特定する方針を決めておき、それに基づき、その範囲の確認を行うこととしてください。</p> <p>（※）令和4年3月濃厚接触者関連事務連絡参照</p>	令和4年3月31日
48	放課後児童健全育成事業（事業継続が困難となり得る場合への対応）	毎日検査により放課後児童支援員等が出勤できる取扱いについて、当該放課後児童支援員等が従事する放課後児童クラブで濃厚接触者に特定された場合に限るのか。家庭内で感染した放課後児童支援員等であれば、この仕組みは適用できないこととなるのか。	<p>毎日検査を行うことなどの一定の要件下で、濃厚接触者となった放課後児童クラブの職員が事業の提供等のため従事可能とする取扱いは、放課後児童クラブが社会機能を維持するために重要な役割を担っていることに鑑み、外部からの応援職員等の確保が困難な施設に限り、利用児童に必要な事業が提供されるための緊急的な対応として、特別的に取り扱うものです。</p> <p>したがって、当該職員が家庭内感染のために濃厚接触者に特定された場合でも適用可能ですが、事業の継続のため、当該職員の出勤が不可欠である場合に限り運用するなど、N.O.3の※2に記載のある事務連絡の取扱いを十分に確認の上で活用いただくようお願いします。</p> <p>特に、当該放課後児童クラブに医療的ケア児や基礎疾患有する児童が通所している場合には、この特例の適用には慎重な対応をお願いします。</p>	令和4年3月31日
49	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）、児童厚生施設（感染防止対策）	令和4年3月21日をもって、まん延防止等重点措置が全国で終了することとなつたが、オミクロン株の特徴を踏まえた各種感染防止対策はいつまで行けばよいか。	<p>オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策として、N.O.42等での取扱いをお示ししていますが、当該取扱いは、オミクロン株が感染・伝播性やその倍加速度が高いことを踏まえたものであり、オミクロン株が主流である間については、取組を継続していただくようお願いします。</p> <p>また、まん延防止等重点措置の適用如何にかかわらず、N.O.39の取扱いについては、引き続き維持することとしているので、御承知おきいただくようお願いします。</p>	令和4年3月31日